

# 代表事務所課税の動向と対策

「今まで免税だった代表処がとうとう課税されるらしい」という話を最近聞かれたという方も多いのではないのでしょうか。

従来多くの代表処が事実上企業所得税及び営業税を納付すること無く活動してきました。

しかし今年2月に外国企業常駐代表機構の税収管理暫定弁法(国税発[2010]18号)が発表されたことにより、代表処に対する課税が強化されました。

本セミナーでは、通達の概要、課税方法の中心となる経費課税の計算方法のみならず、税務面、組織面から見た代表処の今後のあり方を含めた対策方法等について解説いたします。

## ～セミナーの主な概要～

- ・今回の通達の概要と従来との違い
- ・課税方法の選択(収益課税・経費課税)と実際の決定情況
- ・経費課税の計算方法
- ・発生した課税と、日本本社での外国税額控除との関係
- ・代表処の今後を見据えた対策・現地法人への組織変更のポイント 等々

**日 時:** 5月19日(水) 受付開始14時30分 セミナー15時00分～16時30分 (質疑応答の時間含む)

**場 所:** 上海マイツ咨询有限公司 会議室  
上海市虹橋路1号 港匯中心1座 25階

**定 員:** 50名(先着順とさせていただきます)

**参加費:** 無料

**協 賛:** 三井住友銀行(中国)有限公司

**講 師:** 上海マイツ咨询有限公司 公認会計士 可児 俊二郎

**言 語:** 日本語を使用いたします

**ご連絡・詳細はセミナー事務局又は弊社HPまで**

**【事務局】 上海マイツ咨询有限公司**

(TEL)021-6407-8585(内線159) (FAX)021-6448-3855

(e-mail) [bankawa@myts-cn.com](mailto:bankawa@myts-cn.com) (担当: 番川/日本語可)

マイツホームページ <http://www.myts.co.jp>

**ご希望の方は、下欄にご記入のうえFAX又はe-mailにてお申し込みください。**

貴社名:	をお付けください (マイツ・三井住友銀行)		
ご担当者様:	ご参加人数	人	
E-Mail:	TEL番号:		
ご質問等:			